

強い農業づくり総合支援交付金

【令和5年度予算概算要求額 16,405（12,566）百万円】

<対策のポイント>

産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援します。また、地域農業者の減少や労働力不足等生産構造の急速な変化に対応するための生産事業モデルや農業支援サービス事業の育成を支援します。

<事業目標>

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t〔平成29年度〕→145万t〔令和12年度まで〕）
- 場内物流改善体制の構築に取り組んでいる卸売市場数（55市場〔令和6年度まで〕）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行〔2050年まで〕

<事業の内容>

1. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な産地基幹施設等の再編等を支援します。

② 重点政策の推進

みどりの食料システム戦略に加え、スマート農業、産地における戦略的な人材育成といった重点政策の推進に必要な施設の整備等を支援します。

2. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援します。

3. 生産構造の急速な変化に対応するための生産事業モデル等の育成

① 生産事業モデル支援タイプ

核となる事業者が連携する生産者の作業支援など様々な機能を発揮しつつ、安定的な生産・供給を実現しようとする生産事業モデルの育成を支援します。

② 農業支援サービス事業支援タイプ

農業支援サービス事業の育成に必要な農業用機械の導入を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【都道府県向け交付金】

産地競争力の強化	食品流通の合理化
A 産地基幹施設等支援タイプ ・助成対象：農業用の産地基幹施設 ・補助率：1/2以内等 ・上限額：20億円等 優先枠の設定 集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化、中山間地域の競争力強化等に係る取組にポイントを加算することにより、積極的に支援 重点政策の推進【60億円】 1.①のメニューとは別枠で、重点政策の推進に必要な以下の施設を着実に整備 a みどりの食料システム戦略推進に必要な施設 b スマート農業技術の導入に必要な施設 c 産地における戦略的な人材育成に必要な施設	B 卸売市場等支援タイプ ・助成対象：卸売市場施設 共同物流拠点施設 ・補助率：4/10以内等 ・上限額：20億円

【国直接採択】

モデル等の育成
C 生産事業モデル支援タイプ ・助成対象：推進事業（農業用機械、実証等） 整備事業（農業用施設） ・補助率：定額、1/2以内 ・上限額：推進事業5,000万円 整備事業20億円 連携生産者、供給調整機能、連携産地、拠点事業者、生産安定・効率化機能、実需者ニーズ対応機能、【安定供給】 D 農業支援サービス事業支援タイプ ・助成対象：農業用機械 ・補助率：1/2以内 ・上限額：1,500万円 産地のニーズに合わせた農業支援サービスを提供（農機シェアリング、データ分析等） 農業支援サービス事業体、A産地、B産地、C産地

農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
新事業・食品産業部食品流通課 (03-6744-2059)
農産局技術普及課 (03-6744-2218)

経営所得安定対策

【令和5年度予算概算要求額（所要額） 273,007（281,450）百万円】

<対策のポイント>

米穀、麦その他の重要な農産物について、諸外国との生産条件の格差や農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するため、**畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）**及び**米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）**を担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対して直接交付します（いずれも規模要件はありません。）。

<政策目標>

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

<事業の内容>

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額）205,806（205,806）百万円

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額）59,888（68,345）百万円

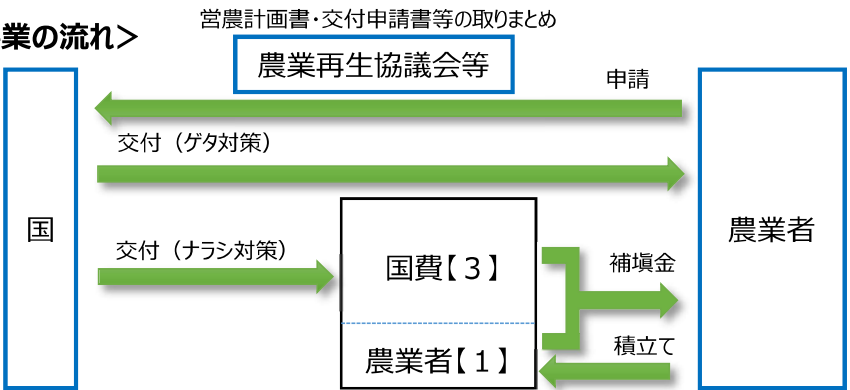
米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの令和4年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から補填します。

3. 経営所得安定対策等推進事業等

7,313（7,299）百万円

農業再生協議会が行う水田収益力強化ビジョン等の作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【交付単価（令和2年産～4年産まで適用）】

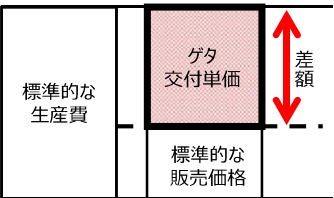
【数量払】交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	平均交付単価	対象作物	平均交付単価	対象作物	平均交付単価
小麦	6,710円/60kg	はだか麦	9,560円/60kg	でん粉原料用ばれいしょ	13,560円/t
二条大麦	6,780円/50kg	大豆	9,930円/60kg	そば	13,170円/45kg
六条大麦	5,660円/50kg	てん菜	6,840円/t	なたね	8,000円/60kg

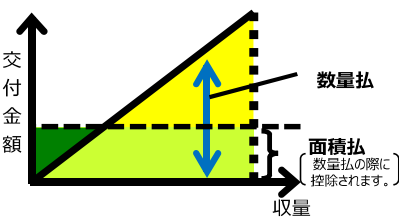
【面積払】当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

2万円/10a（そばについては、1.3万円/10a）

<交付単価のイメージ>



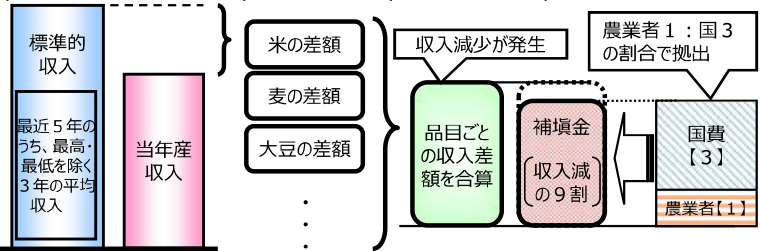
<数量払と面積払との関係>



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

【都道府県等地域単位で算定】

【農業者ごとに算定】



みどりの食料システム戦略推進交付金のうち グリーンな栽培体系への転換サポート

【令和5年度予算概算要求額 3,000（837）百万円の内数】

<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、それぞれの産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「**グリーンな栽培体系**」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

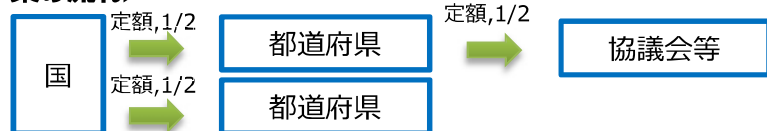
<事業の内容>

化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業面積の拡大、農業における温室効果ガスの排出量削減を推進するため、地域の関係者が参画する協議会を組織し、**グリーンな栽培体系への転換に向けた以下の取組の検討を支援**します。

- ① 土壌診断に基づく施肥設計や有機質肥料の活用やドローンによる肥料のスポット散布、化学農薬のみに依存しない総合防除、生分解性マルチの利用、プラスチックによる環境影響の低減など、**環境にやさしい栽培技術**及び省力化に資する**先端技術等**について、産地に適した技術の**検証**
- ② ①と併せて行う、環境負荷低減に資する**スマート農業機械等の導入**
- ③ ①と併せて行う、消費地でのマルシェの開催や、都市住民・学童の農業体験を通じた交流など、環境に配慮し生産した農産物に対する消費者の理解の促進
- ④ グリーンな栽培体系の実践に向けた**栽培マニュアルの検討**や、産地内への普及に向けた5年後の**産地戦略（ロードマップ）の策定**
- ⑤ 産地で策定した栽培マニュアルや産地戦略について、**他産地**や農業協同組合などの**関係者に広く情報発信**（パンフレット・動画の作成、セミナーの開催等）

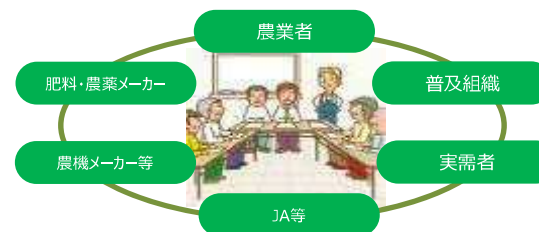
※事業実施主体の構成員（協議会の農業者、民間企業等）がみどりの食料システム法における環境負荷低減事業活動実施計画等の認定を受けている場合に、事業実施計画に対する評価のポイントを加算。

<事業の流れ>

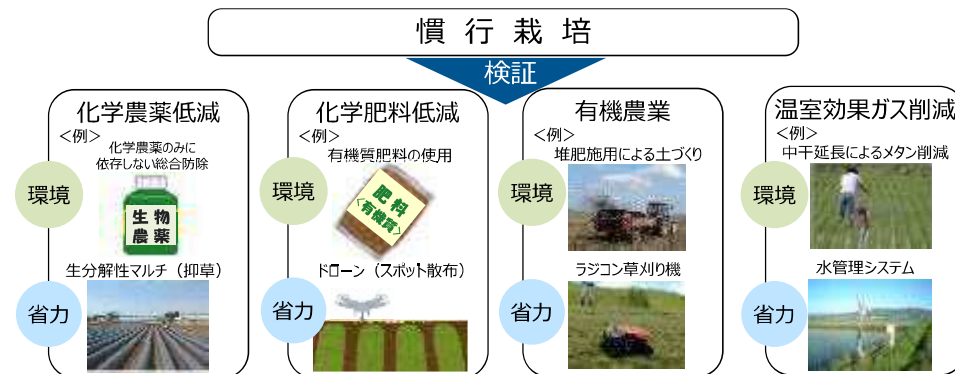


<事業イメージ>

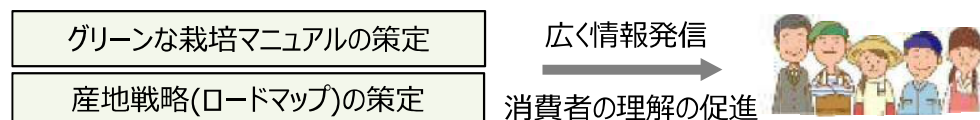
- 産地内の農業者や実需者等の関係者が参画する協議会を組織



- 産地に適した「環境にやさしい栽培技術」、「省力化に資する先端技術」等の検証



- 成果の普及



【お問い合わせ先】 農産局技術普及課 (03-3501-3769)

果樹支援対策（果樹農業生産力増強総合対策）

【令和5年度予算概算要求額 6,427（5,102）百万円】

<対策のポイント>

担い手不足による生産基盤の脆弱化を踏まえ、**労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や優良品目・品種への改植・新植等**の取組を支援するほか、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地の育成を行うため、**まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入に係る取組**に加え、これらと一体となった**新たな担い手の確保・定着に資する取組等**を支援します。

<事業目標>

果実の生産量の拡大（283万t〔平成30年度〕→308万t〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 優良品目・品種、省力樹形の導入支援

優良品目・品種への改植・新植と、それに伴う未収益期間における幼木の管理に要する経費を支援します。特に、**平坦で作業性の良い水田等への新植、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形の導入を推進**します。

2. 果樹のモデル産地育成支援

① 労働生産性を抜本的に高めるための面的支援

一定規模以上での水田の樹園地転換や既存産地の改良と併せて、**小規模園地整備、改植・新植、早期成園化や経営の継続・発展に係る取組等**を支援します。

② 新たな担い手への支援（新規）

担い手の就農・定着のための産地の取組と併せて行う、**改植・新植や小規模園地整備、出荷調製作業等に必要な設備の導入等**を一体的に支援します。

3. 苗木・花粉供給体制整備への支援

省力樹形の導入等に必要な苗木や国産花粉の安定生産・供給に向けた取組を支援します。

4. 国産果実の流通加工への支援（拡充）

慢性的な供給不足となっている加工・業務用等の国産果実の**省力的生産・出荷の実証等**の取組や、国産果実の供給が脆弱な**春期に出荷が可能な技術の導入**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【優良品目・品種、省力樹形の導入支援】

<省力樹形の例>

根域制限栽培(みかん)
密植・受光体勢の最適化で
慣行比2倍以上の単位収量



ジョイント栽培(なし)
従来の棚栽培と比較して
剪定作業時間40%短縮



<改植（括弧内は新植）の支援単価の例>

品 目	慣行栽培	省力樹形栽培		未収益期間対策 5.5万円/10a × 4 年分 ※ 幼木管理経費 (品目共通)
かんきつ	23 (21) 万円/10a	111 (108) 万円/10a (根域制限栽培)		
りんご	17 (15) 万円/10a	53 (52) 万円/10a (高密植低樹高栽培)	73 (71) 万円/10a (超高密植栽培)	
なし	17 (15) 万円/10a	33 (32) 万円/10a (ジョイント栽培)		

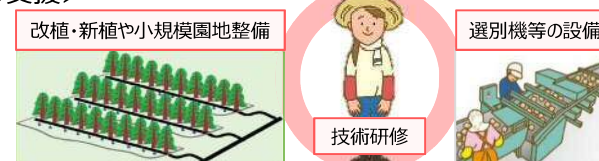
【果樹のモデル産地育成支援】

<労働生産性を抜本的に高めるための面的支援>



<新たな担い手への支援>

果樹に特化した
新規参入支援



新たな担い手
確保

【お問い合わせ先】（1～3の事業）農産局果樹・茶グループ（03-3502-5957）
（4の事業）農産局園芸作物課（03-3501-4096）

未来型果樹農業等推進条件整備事業 ①新産地育成型

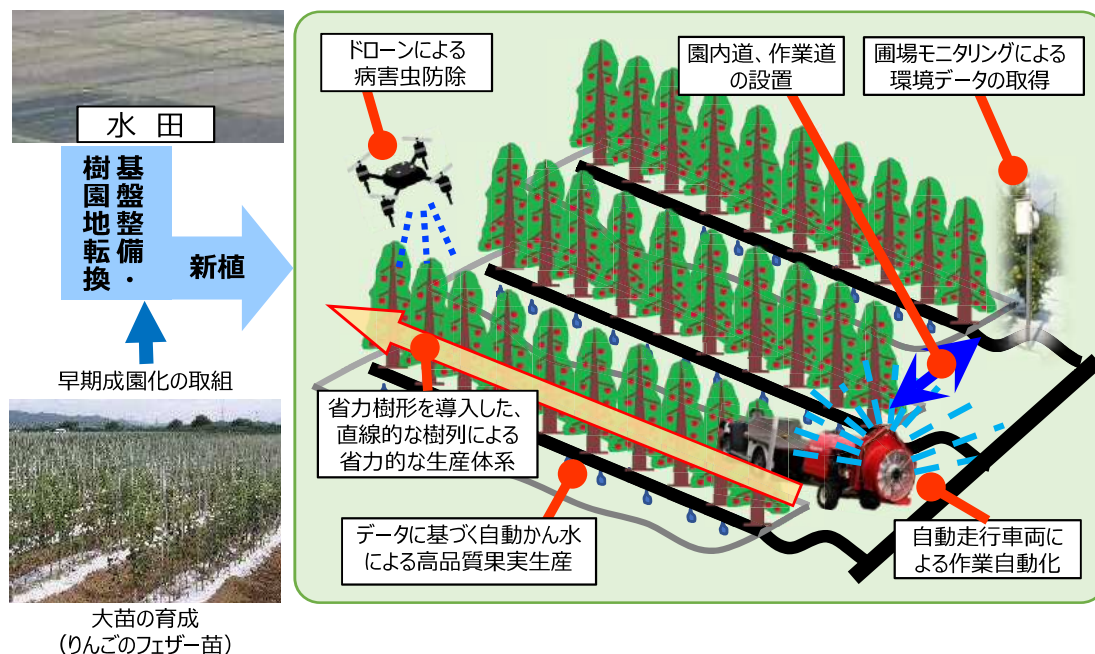
平坦で作業性の良い水田の活用により果樹の新産地を育成し、果樹の生産拡大・輸出拡大を実現するため、基盤整備による水田の樹園地への転換を通じた、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入等の取組と併せて、早期成園化や経営の継続・発展に係る取組を総合的に支援します。

現状

- 水田の高収益化
 - 果樹農業における
 - ・ 労働生産性の向上
 - ・ 新産地の育成による生産拡大・輸出拡大
- が必要

未来型果樹農業等への転換

平坦で作業性の良い
水田における、労働生産性
を抜本的に高めた
モデル産地の育成



1. 支援対象者

果樹産地構造改革計画に位置付けられた担い手、法人化した経営体、農業者の組織する団体、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体等

2. 面積規模要件

新植を行う面積が概ね2ha以上（公共事業による基盤整備を実施する場合は5ha以上）（地続き・同一品目であることを要しない）

3. 補助対象となる取組・補助率

(1) 小規模園地整備（大規模な場合は公共事業）

排水路の整備、土壌・土層改良等

補助率：1/2以内

(2) 省力樹形※の導入（新植）

※ 慣行樹形を作業道に沿って整列して植栽する等、機械化の容易な樹形（整列樹形）を含む。

補助率：定額（面積当たり1/2相当）、1/2以内

(3) 新植後の未収益期間の幼木管理

補助率：定額（22万円/10a
（＝5.5万円/10a×4年分））

(4) 早期成園化、経営の継続・発展に係る取組

- ① 大苗の育成：20万円/10a
 - ② 省力技術研修：3万円/10a
- 最大23万円/10a※

水田の場合、水田活用の直接支払交付金(a・b)と合わせて

最大40.5万円/10aを支援（※①②の合計額から10万円/10aを控除）。

a. 高収益作物定着促進支援：2万円/10a×5年間

b. 高収益作物畑地化支援：17.5万円/10a

(5) 機械作業体系に必要な機械・施設のリース導入等

補助率：1/2以内

（省力樹形の例）



りんごの超高密植
（トールスピンドル）栽培
（収量慣行比1.7倍以上）

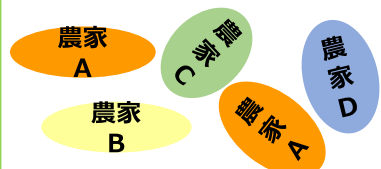
<事業の流れ>



未来型果樹農業等推進条件整備事業 ②既存産地改良型

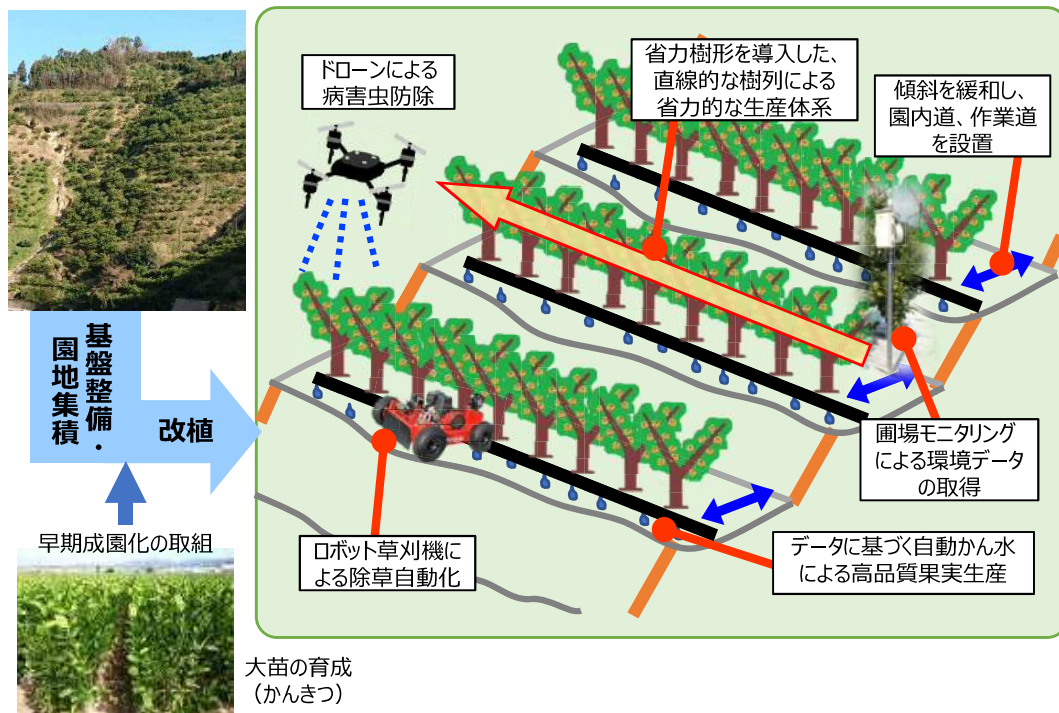
中山間地等の既存産地における果樹の省力生産・輸出拡大を実現するため、基盤整備による園地条件の改善を通じた、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入等の取組と併せて、早期成園化や経営の継続・発展に係る取組を総合的に支援します。

現状：小規模な個別経営



未来型果樹農業等への転換

基盤整備や園地集積を通じた
栽培条件の改善による
労働生産性を抜本的に高めた
モデル産地の育成



1. 支援対象者

果樹産地構造改革計画に位置付けられた担い手、法人化した経営体、農業者の組織する団体、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体等

2. 面積規模要件

改植を行う面積が概ね2ha以上（公共事業による基盤整備を実施する場合は5ha以上）（地続き・同一品目であることを要しない）

3. 補助対象となる取組・補助率

(1) 小規模園地整備（大規模な場合は公共事業）

排水路の整備、土壌・土層改良、園内道の整備、傾斜の緩和等
補助率：1/2以内

(2) 省力樹形※の導入（改植）

※ 慣行樹形を作業道に沿って整列して植栽する等、機械化の容易な樹形（整列樹形）を含む。
補助率：定額（面積当たり1/2相当）、1/2以内

(3) 改植後の未収益期間の幼木管理

補助率：定額（22万円/10a
（＝5.5万円/10a×4年分））

(4) 早期成園化、経営の継続・発展に係る取組

- | | | |
|------------|------------|------------|
| ① 大苗の育成 | : 20万円/10a | 最大51万円/10a |
| ② 代替農地での営農 | : 28万円/10a | |
| ③ 省力技術研修 | : 3万円/10a | |



（経営の継続の取組）
代替農地での営農
（例）施設はうれんそう作



（経営の発展の取組）
省力技術研修

(5) 機械作業体系に必要な機械・施設のリース導入等

補助率：1/2以内

（省力樹形の例）



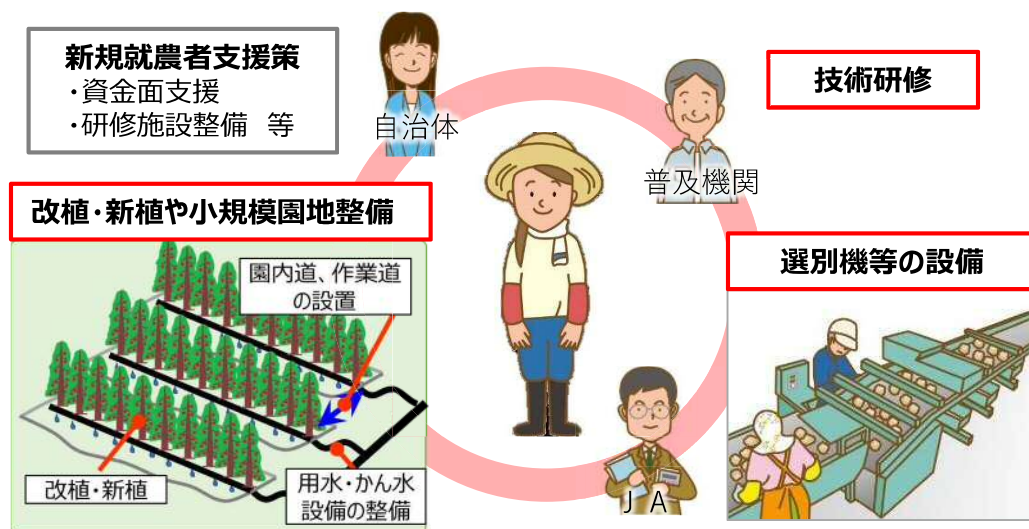
みかんの根域制限栽培
（収量慣行比2倍以上）

<事業の流れ>



未来型果樹農業等推進条件整備事業 ③担い手育成型

果樹産地において、担い手の就農・定着のための産地の取組や新規就農者育成総合対策等の伴走支援と併せて、**改植・新植**や**小規模園地整備**、**出荷調製作業等に必要な設備等**を総合的に支援します。



新規就農者支援策と果樹に特化した新規参入支援により
果樹産地における新たな担い手を確実に確保

新規就農者育成総合対策

- 就農準備や経営開始時への資金面の支援
- 伴走機関等による研修農場の施設整備等への支援 等

本事業

- **改植・新植や小規模園地整備等も一体的に支援**
- **出荷調製作業等に必要な設備等のリース導入**

1. 支援対象者

新たな担い手の新規参入を支援する民間団体等

2. 補助対象となる取組・補助率

(1) 小規模園地整備

排水路の整備、土壌・土層改良、園内道の整備、傾斜の緩和等
補助率：**1/2以内**

(省力樹形の例)



みかんの根域制限栽培
(収量慣行比2倍以上)

(2) 改植・新植

優良品目・品種や省力樹形への改植・新植
補助率：**定額**（面積当たり1/2相当）、**1/2以内**

(3) 機械・施設のリース導入

補助率：**1/2以内**

(4) 改植・新植後の未収益期間の幼木管理

補助率：**定額**（**22万円/10a**
（＝5.5万円/10a×4年分））



省力技術研修

(5) 省力技術研修

補助率：**定額**（**3万円/10a**）

(6) 出荷調製作業等に必要な設備のリース導入

選別機、選別コンベア等及びそれらの利用・管理に必要な関連設備
補助率：**1/2以内**

